

交通事故にあったとき（第三者行為）

交通事故など他人（第三者）の不法行為等によってけがをした場合の治療費は、原則として当事者同士が責任割合に応じて支払うべきものですが、手続きを行うことで一時的に保険証を使って治療を受けることができます。

これは、本来当事者が負担すべきものを国保が一時的に立て替え払いをしているものであるため、後日、国保から第三者に対して、立て替え払いをした分の責任割合に応じた金額を請求します。

保険証を使って治療を受ける際は、必ず国民健康保険課に届出をしてください。

- 1 届出書類（「第三者行為による傷病届」、「事故発生状況報告書」、「同意書」、「誓約書」）は国民健康保険課にあります。
届出書類に必要な事項を記入・押印のうえ、「事故証明書（人身事故）」を添えて、国民健康保険課へ提出してください。
傷病の状況、相手の保険の状況などを記入していただきます。
- 2 示談を結んでしまうと、給付を停止し、返納していただくこともあります。

保険証が使えないとき

次の場合には、保険証が使えません。

病気とみなされないもの

- 単なる疲労や倦怠
- 健康診断・人間ドック
- 正常な妊娠・出産
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 美容整形
- 軽度のシミ・アザ・わきがなど
- 予防注射
- 歯列矯正

ほかの保険が使えるとき

- 業務上（仕事、通勤途上）のけがや病気
（労災保険の対象になります）

国保の保険給付の制限

- 本人が酔っ払ってけんかをしたためのけがや病気
- 自分で、わざとした行為や犯罪によるけがや病気